

総務市民文教委員会行政視察報告書

先進地視察における調査結果について、下記のとおり報告します。

平成30年3月16日

光市議会議長 木村 信秀 様

総務市民文教委員会

委員長	畠堀 計之
副委員長	田中 陽三
委員	河村 龍男
委員	木村 信秀（議長）
委員	田邊 学
委員	中本 和行
委員	仲山 哲男
委員	森重 明美
随 行	守田 正剛

記

- 1 研修年月日 平成30年1月31日（水）～ 2月1日（木）
- 2 視察場所 福岡県福岡市、佐賀県鳥栖市・佐賀市
- 3 研修計画 別紙のとおり

総務市民文教委員会行政視察調査結果

【福岡県福岡市】平成30年1月31日（水）

●視察項目：福岡市共働事業提案制度の取組みについて

・NPOと市が対等な立場で、財源や知恵を出し合い市民サービスの向上や地域課題の解決をめざす「共働事業提案制度」について

福岡市共働事業提案制度

NPOの発想を活かし、NPOと市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的として、事業提案を募集します。

採択された事業については、NPOと市の双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で事業を実施します。NPOの先駆性や実行力と、市の調整力や情報発信力を合わせることで、単独で実施するよりも効果的・効率的に事業に取り組むことができます。

施策の詳細

●応募資格等

福岡市内に事務所を置き、かつ市内1年以上の活動実績を有し、10人以上の正会員を有するNPO等で、NPO法人のほか、公益社団法人、公益財団法人、公益的活動を行う一般社団法人・一般財団法人及びボランティア団体とする。また、団体と企業、地域、大学等との合同提案も可能とする。

●対象となる施策、事業、活動

NPO等と市が共働で取り組むことで、市民サービスが向上し、課題解決につながる2つの提案事業を募集。

- ① 提案団体からの自由な提案
- ② 市があらかじめ提示したテーマに基づく提案

●金額、内訳等

福岡市が負担する経費は、総事業費の5分の4以内、1事業あたり400万円を上限

●質問項目

Q1、予算要求時期と、どの所管課が予算要求し執行するのか。

A1、本制度における公募、審査、採択スケジュールの関係から、制度担当課（市民公益活動推進課）において見込み額を要求し、予算確保を行う。

採択事業決定後、事業担当課において予算要求を行う。なお、予算執行については、事業担当課とNPO等とで組織する実行委員会に対し、市負担額について「負担金補助及び交付金」の費目で事業担当課から支出する。

A2、予算の上限額を設けているか

Q2、市の負担額は、事業の実施に必要な総事業費の総事業費の5分の4以内、1事業あたり400万円を上限

A3、テーマの設定はどこが行うのか。

Q3、テーマについては、自由テーマと、市が提示する市のテーマの2つを設定している。

A4、行政からのテーマはどこまでか

Q4、市のテーマについては、例年2月から4月にかけて、事業提案を希望するテーマについて庁内紹介を実施しており、回答の中から制度担当課等で決定を行う。

A5、テーマの説明等では詳細まで決定して行うのか

Q6、選考審査はどのような組織か

A6、共働事業の審査及び評価等を行うために設置された推進委員会で選考審査を行っている。推進委員会は学識経験者、NPO関係者、地域経験者、報道関係者、企業関係者、市職員で組織し、現在は7名の委員で構成されている。

Q7、公開か

A7、選考審査に係る提案団体等のプレゼンテーションについては公開としているが、推進委員会における審査は非公開

Q8、どのような基準で選考するのか

A8、推進委員会の意見等を踏まえ、市において採択事業を決定している

Q9、提案、審査、採択後、実施中、実施後で、NPO と行政の協議はどのような形で行われるか。

A9、事業開始後は、実行委員会として NPO 等と事業担当課にて協議を行うが、提案時や採択事業決定後から実行委員会立ち上げまでの時期は、円滑に協議が行えるよう、必要に応じ制度担当課である市民公益活動推進課が調整役として協議に入る。

Q10、コーディネーター役のような第三者が同席するのか

A10、公平・中立の立場で提案団体と事業担当課の協議に立ち会い、協議を円滑かつ効果的に進めるための助言を行う共働促進アドバイザーを設置している。共働促進アドバイザーは現在 4 名で、提案団体、事業担当課等の要請に基づき派遣している。当該アドバイザーの資格要件は行政との協働経験を有し、共働、制度を十分に理解していること、ファシリテーターの経験を有することとしており、提案団体と事業担当課の事業化に向けた協議に関すること、提案団体と事業担当課の共働協定書の締結に関すること、その他、NPO と市の共働促進に関し認めることについてサポートしている。





【佐賀県鳥栖市】平成30年1月31日（水）

●まちづくり推進協議会の取組みについて

・小学校区ごとの自治会や各種団体が連携し、市民自らが地域課題の解決に取り組む、市民参加を基本とする住民と行政の協働によるまちづくりについて

第6次鳥栖市総合計画（平成23～32年度）における将来都市像について、「住みたくなるまち 鳥栖」の一つとして、市民協働を推進し、地域のことは地域で考え、解決する地域自治組織の確立や市民、市民活動団体、事業者、行政の連携推進等を鳥栖市の魅力をアップさせる要素としている。また、基本理念である「まちづくりの主役は市民です」を掲げ鳥栖スタイルの確立を標榜している。しかしながら自治会の後継者不足や自治会への理解が少ないなどが課題として挙げられる。

●地域づくりの在り方に関する提言

地域づくりの在り方に、地域活動団体の代表者による実践的な活動に基づく意見を集約し、市民活動・市民参加のまちづくり実践の為に、地域課題の解決の場や、市民協働活動の受け皿として地域自治組織の在り方や行政の支援策について、①地域自治組織を構築すること②地域自治組織の区域は小学校区（8

区)とする③地域自治組織の活動拠点を公民館及び老人福祉センターとする④地域自治組織の構成団体は地域を網羅し組織体制は部会制とする⑤市の支援策の充実として、補助金等の再編成、市民協働事業に係る業務委託の推進、職員派遣、窓口の一本化⑥地域自治組織は23年度から活動を実施することといった提言を行った。

●地域づくり基本構想

市ではあり方に関する提言を踏まえ、地域づくり基本構想を策定

① 補助金等の再編成、②業務委託の推進、③職員の支援※市職員がアドバイスや専門知識を提供、スムーズな運営に資する支援方法の検討、④活動拠点の提供、⑤組織の見直し

※まち協からの要望・提言等を一元的に受け付ける総合窓口の設置（今後の課題）

●まちづくり推進協議会組織

構成団体は、区長会、民児協、社協、体協、青少年育成会、小中学校、PTA、老人クラブ、子どもクラブ、消防団、婦人会、ボランティア団体、地元企業等とし、組織構成は総会、役員会、運営委員会、専門部会（安全安心、環境美化、健康福祉、教育・子ども）。

まちづくり推進協議会への行政の取組みとして、財政的な支援、職員の支援、活動拠点の提供、まちづくり推進協議会連絡会開催、担い手育成講座開催、

●まちづくり推進協議会の主な取組み事例

・安心安全マップ作製・防犯パトロール・交通安全イベント・防災課題、訓練・犬のフン対策、クリーンアップ、ウォーキングイベント、グランドゴルフツアー、鳥栖市良かところカルタ、地元学推進事業、花いっぱい運動、あいさつ声かけ運動、地域交流ものづくり体験等





【佐賀県佐賀市】平成30年2月1日（木）

●地域コミュニティ推進事業について

・住民自ら地域の課題に向き合い、行政と連携して解決する仕組みを構築することにより、住民自身の手による地域の特性を活かしたまちづくりの推進について

●佐賀市地域コミュニティづくりの取組み

・地域コミュニティとは、地域住民一人ひとりの協同体として、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会として、住民の信頼関係や共同意識を創出する。

●なぜ、今、コミュニティなのか

(1) 地域をとりまく現状と課題

高度情報化、核家族化、都市化により地域における人と人とのつながりが希薄になっている。過疎化、少子高齢化の進展により、地域組織の機能が弱体化している。市町村合併が少子高齢化、人口減少により新たな地域課題が発生している。

(2) 推し総人口の推移

自然動態、社会動態が今後も同様が続くと仮定した場合 2055 年の人口は 2010 年の 2/3。

(3) 65 歳以上人口、75 歳以上人口割合の増加

(4) 少子高齢化の着実な進行

2055 年の生産年齢人口は 2010 年の半分、年少人口も 2010 年の半分

● 地域コミュニティ政策について

地方分権による均衡ある発展とともに、子育て、高齢者生活支援、防災・防犯、地域活性化等、個々の生活圏域の中で、地域に必要なサービスなどについてそれぞれの独自性をもって、総合計画を中心とした戦略的な行政運営が求められる。

● これからのまちづくりの在り方

住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的に、総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことも必要である。これを、住民自身及び住民と行政が連携して取り組むことが地域の維持・活性化につながる。

● 佐賀市における地域コミュニティづくり

平成 26 年 4 月からの、まちづくり自治基本条例の施行により自治の基本理念、まちづくりの基本原則（情報共有の原則・市民参加の原則・協働の原則）を明記。

● 今後の地域コミュニティづくり

・提言内容：全校区で地域コミュニティの取組みを進めるべきである（一定の移行期間を設ける）

1、組織体制

(1) 協議会の要件として、住民誰もが参加できる、役員を民主的に選出する、事務局は住民が主体となる、役員手当は住民の理解を得る、地域意見を集約し「まちづくり計画」を策定、部会制度を導入し、協議による意思決定を行う。

(2) 公民館活動と連携する必要があるため、校区公民館を拠点とすべき

(3) 行政の補助金に限らず、自主財源の確保に努める。

2、行政支援

(1) 公民館を含めた行政による支援（運営支援・人的支援）は経過措置ながら必要不可欠。

(2) 財政支援として、地域が主体的・効率的に運営ができるように補助金の一本化を行う。※現在の補助総額を確保、統一的な算定基準、活動に対する最低基準などに留意する。

(3) 市職員は地域行事へ積極的に参加。なお、校区在住職員連絡員制度の検証と参加促進を図る。



委員所感

畠堀 計之

【福岡市】 福岡市共働事業提案制度は、市からの委託事業やNP0 独自の事業への後援、補助・助成する事業ではなく、NP0 と福岡市が共催する事業として対等な立場で事業を推進するとしています（福岡市には管轄する 650 団体の NP0 があります）。出資については市が 5 分の 4 以内 400 万円以下とし、事業実施は単年度から 3 年間までとなっています。事業終了後の市のフォローは事業の所管部署が判断し、市が主体的に実施する事業、NP0 等が主体的に実施する事業、それぞれが実施する事業などが展開されています。また、協働カフェとして、NP0 との情報・意見交換の場が設定されていますが、NP0 の各組織の実態等を把握し、共同事業となる事業実施に向けてコーディネートする市の担当者の選任、育成が重要だと思います。

【鳥栖市】 まちづくり推進協議会は、「地域の住民や市民団体等を結ぶネットワークを構築する」「地域の融和する事業実施」「地域課題の把握と解決」「自らが主体的に活動」「地域が取り組むことが効果的・効率的なものは地域で実施していく」等の役割を担っています。地域の住民や各種市民団体等を有機的に結び、活動や事業の充実、さらには効果的、効率的な運営がなされています。一方、地域自治の基本となる自治会については、少子高齢化、人口減少、生活環境の変化などが相まって自治会活動や運営が難しくなっているようでしたが、自治会の継続・充実に向けた取り組みや方向性等については、今後の取り組み課題とされていました。光市においても先進的なコミュニティ事業を推進しており、今後の自治会運営や活動の在り方について、研究していくことが必要だと考えます。

【佐賀市】 小学校区にまちづくり協議会を設置し、地域活性化部会、防犯・防災部会、子ども育成部会、自然環境部会など機能別の部会を設け、地域の連携強化・課題解決等が図られていました。小学校区は 27 区ありますが、中にはまちづくり協議会の設置に理解が得られずに未設置の校区もあります。未設置校区に対しては、そのメリットについて説明し、設置に向けた理解、協力を要請しているとのことでした。まちづくり協議会として、小学校区全体で取り組むもの、また構成する自治会や各種団体で行うものを明確にするとともに、重複するものの見直し、さらに充実すべきものなどを見極め、実施していくことが重要だと考えます。光市においても、こうした観点からの取り組みを進める必要があると考えます。

【福岡市】 行政と市民との協働は、2000年の地方分権から重要なテーマとされ、地方創生で益々注目が集まっている中、光市でも元気なまち協働推進事業が自由提案型からテーマ型募集も始まった段階で既に成果と課題も見えてきた。そんな中、福岡市では、共働事業提案制度創設から10年を迎えるという事で、先進事例を学び、いち早く対応し発展的に事業展開するためにお伺いし話を聞いた。福岡市の人口は、光市の約30倍でNPOの数も約650あるという事で規模が違いますが、年数が経過する中で提案数の減少等課題は同じであったが、共働理解促進のためNPOに行政を理解するセミナーを開催したり、職員にNPO職場体験研修、共働を理解する研修を行っている点は参考になりました。また、事業は基本単年度ですが提案から採択までに1年をかけ、市民と行政が企画段階から意見を出し合い実行委員会を組織する点、公平・中立な立場の協働推進アドバイザーを設置してサポートしている点は参考になりました。

【鳥栖市】 平成22年5月「地域づくり基本構想」策定後平成23年度中に小学校区を単位としたまちづくり推進協議会を全地区に設立し、モデル地区における夢プラン実現の活動を支援し、地域力・住民力向上を推進している。各地区の計画も住民アンケート等を行って地域のモレを無くし10年後の姿を基本目標、中長期目標を決め地域の状況に応じた活動を行っている。各地区様々な魅力的な活動を行っているが、中でも自らスポンサーを募り、協議会のカレンダーを作るなど目をみはる活動もあって地域活動の活性化を感じられた。光市でも情報を共有しながら地域のモレを無くすようなきめ細かい計画と対応の必要性を感じました。

【佐賀市】 地域コミュニティづくりのために学識経験者、各種団体代表、モデル校区代表をメンバーとして佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会を立ち上げて2年間議論し、3年間のモデル期間でモデル校区を選び、まちづくり準備委員会を設置後、まちづくり座談会（ワークショップ）、アンケート、インタビューを行い住民の声を反映させた夢プランを作成し、そして、それを他地区にも広げ現在では27地区設置済みとなっている。市は、財政面での支援、人材面での支援を行っているが、人材面での支援では職員が1人1校区担当し、新規は事務補助を行う副担当1名をさらに配置、ワークショップ等には専門のファシリテーターを配置、さらに校区在住職員の自主的な参加を推進する校区在住職員連絡制度という職員同士が誘い合って参加できる仕組みを作るなど、細かい計画と地域コミュニティづくりのためのしっかりとした支援メニューを作成し取り組んでおり、自治基本条例の制定も同時に行うなど行政の本気度が感じられた。新しいコミュニティサイト構築による情報発信「つながる

さがし」は、光市でもすぐに導入できるので、ぜひかたちにしたいと思いました。

河村 龍男

【福岡市】 NPOと市が対等な立場で、財源や知恵を出し合って市民サービスの向上や地域課題の解決を目指す「共働事業提案制度」について、目的はNPO等の発想を活かした提案を募集し、NPO等と市の共同による相乗効果を発揮することで、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目指す。制度の特徴は、補助事業ではなく対等な立場で本来市が行うべき事業を市が作成した仕様書に基づき契約によりNPOに委ねNPOの事業を支援すること。提案書提出の前に、市担当課との面談を実施し、課題や目的を共有しながら共働の可能性を探る。サポート体制としてNPO等と市担当課のよりよい対話の場を創っていくため、公平・中立な立場で両者をファシリテートする「共働促進アドバイザー」を設置し、共働をサポートする。実施報告と最終評価は共働事業終了後、公開による事業報告会を開催し、取組んだ事業の成果や共働の効果を報告、事業報告会を踏まえ推進委員会の意見を聴取し、市において最終評価。最終評価はホームページで公表。共働事業終了後の展開として市が主体的に実施する事業、NPO等が主体的に実施する事業、共働の成果を活かしそれぞれが実施する事業等、様々であるが共に創る行政の取組みの第1歩である。課題と今後の展望としては、共働の芽はあるものの実現化に至らない提案が多く、行政課題の掘り起こしにも繋がる職員の共働に対する意識向上については更なる取組みが必要と思われる。

【鳥栖市】 小学校区ごとの自治会や各種団体が連携し、市民自らが地域課題の解決に取組み、市民参加を基本とする住民と行政の協働によるまちづくりについて、市の基本理念はまちづくりの主役は市民ですのもと、地域づくりの在り方等、様々な提案・提言があるが、まず、自治会組織がないため大変な苦勞をされていることが如実に伝わってきました。特に、安心・安全の取組み、防犯パトロール・交通安全イベント・防災講座・防災訓練・環境美化等々数え上げればきりが無い、自治会が無くなった時のことを考えると空恐ろしくなりました。何とか自治会を継続していくことの大切さを改めて考えさせられました。

【佐賀市】 住民自ら地域の課題に向き合い、行政と連携して解決する仕組みを構築することにより、住民自身の手による地域の特性を活かしたまちづくり

の推進について、これからのまちづくりの在り方について、住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的に、そして総合的に広く担うべき地域住民が、自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことも必要である。佐賀市のまちづくり自治基本条例とは、その地域におけるまちづくりを進めるためにつくられたもので、自治の基本理念や原則を明確化し、市民の権利や行政の役割、仕組みなどを定めたまちづくりを進めるためのルールといえます。市民は地域コミュニティ活動を行うよう努める、行政は地域コミュニティ活動の支援に努める。進め方として、校区ごとにまちづくり準備委員会を設置し、住民の意見集約のためのワークショップの開催、夢プランの作成、まちづくり協議会の設立、市内全域に広げていくことが大事である。財源を確保し、助成金の在り方や自主財源確保の手法等、自治会を主体としたコミュニティづくりを進めることが大切である。

木村 信秀

【福岡市】 NPO等と市が対等なパートナーとして共働し、地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す制度として取り組まれて10年を経過し課題や問題点が見えてこられたとの報告をいただきました。確かに、市は事業費補助として400万円を限度として その5分の4以内 また3年を継続限度として補助しているがNPO等の足腰が固まる前に事業費確保困難になるなど、その必要性和公共性を考えると本当に運営が困難であることが感じられた。

【鳥栖市】 まちづくり推進協議会の取り組みについて、当市と同じく小学校単位での地域コミュニティ組織という点において大変参考となった。地域の防災や防犯は孤立化の解消は先ず何を置いても自治会組織について真剣に確立しなければ困難であるという見解に至った。

【佐賀市】 地域コミュニティ推進事業について、鳥栖市と同じく地域自治については自治会組織の確立は欠かせないとの見解に至った。佐賀市では、9割近くの加入率があり機能している点では行政の姿勢の表れであるように思える。4つの地区でのそれぞれの問題点や課題を考え、その解決のための財政支援を行政が行う点は参考としたい。

田邊 学

光市議会・総務市民文教委員会は、福岡県福岡市、佐賀県鳥栖市、佐賀県佐賀市の行政視察を執行した。

【福岡市】 「福岡市共働事業提案制度の取り組み」では、NPO等の発想を活かした事業提案を募集し、NPO等と市の共働による相乗効果を発揮する、市民に対してのサービスの向上、地域課題の解決や都市活力の向上という取り組みであった。政令指定都市であり、155万7千669人という人口からNPOの数も多く大変有効な制度である。「果敢に挑戦する自治と自立の都市」福岡市の考え方から制度創設に至ったのであることであり、「対等な立場」これが特徴でした。光市においても参考になると思いました。

【鳥栖市】「まちづくり推進協議会の取り組み」では、みんなで築く市民協働のまちづくりという基本構想からの、自治会のスリム化、10年後の高齢化を乗り切る、地域のつながりの強化、お互いの状況を「知らない」という状態を打破する。これらの目的をもって取り組んでいました。「まち協身近に感じて」ということで、住民が描いたカレンダーを4000部制作し全戸に配布する等、自治会や各種団体が連携し、地域のまちづくりについて皆さんで考え、地域の課題の解決に取り組んでいる所が特徴でした。光市でも取り組める事が出来れば良いのではないかという感想です。

【佐賀市】「地域コミュニティ推進事業」では、住みよいまちをみんなで創ろうという事から、地域住民一人ひとりの共同体、安全で安心、住民の信頼関係や共同意識を生み出すという考え方で、地域の諸課題に取り組まれていました。モデル校区を選定して地域で、委員会、座談会、協議会、夢プランの作成し行政の支援をうけての活動している状況など、大変に活発的な地域活動は参考になりました。

3市の行政視察を総括して、将来的に光市も特色を活かして、住民と行政の協働による「まちづくり」これを今後、期待しています。

中本 和行

【福岡市】 NPOとの発想をいかした事業の提案制度を設けて協働により市民サービスを提供する。NPOの発想を活かし事業提案を募集・採択、実行委員会を組織して協働で実施後、公開し報告し、成果や評価を公表する。経費に

については、上限400万円とし、自由提案で市一緒に問題の解決を図る。市の基本計画に基づき、20年度から事業実施36提案、7件採択、29年度は、提案4件、採択3件と提案件数は、激減している。きめ細かなサポート等、あらゆる媒体を活用しながら。10年を迎えて、制度他、今後の検討課題です。

【鳥栖市】鳥栖市のまちづくり推進協議会の取り組みについては、平成22年まちづくり検討委員会から提言を受けて、地域づくり基本構想を策定する。

「地域の連携を強化してモレを少なくする」この構想のもとで、小学校単位でまちづくり推進協議会を設立した。お互いに助け合って自治会を始めとする各種団体「住みよいまち」を目指して活動する。高齢化社会と核家族と生活様式が変わり、地域の関心が薄れて、地域が抱える問題を各自治会と連携してまちづくりについてみんなで考えて積極的に取組み地域の一体感、高齢者同士で連携し活動の場をつくる。「私たちのまちは私たちでつくろう」合言葉で行政と市民一緒にまちづくりを進る。効果的な連携による新しいまちづくりは、勉強になりました。

【佐賀市】佐賀市の地域コミュニティ推進事業について、なぜ、今、コミュニティなのか？全国的に、多くの課題が発生している。地域を取り巻く現状は、核家族化、過疎化、高齢化社会、人とのつながり希薄、地域が機能しない、佐賀市は、自治基本条例を制定し、いち早く市民と行政の役割、仕組みを定めて街づくりを進めている。地域コミュニティ協議会を立ち上げて、行政と、各種団体とネットワークづくり、職員の積極的な参加、財政の支援、人材の支援、地区在住職員の積極的な参加。行政の幅広い支援することによって地域の組織の充実、熱心な取り組みに感動しました。光市もコミュニティも充実していますが、行政の財政支援がないと将来に向けた街づくりが難しいです。

仲山 哲男

【福岡市】「協働」ではなく「共働」という概念で捉えて、広義の「共働」である市主体の委託や活動団体主体の後援・補助助成に向く事業を除いた、対等な立場で実行委員会を組織し共に働く事業を対象にしている。そのため、出会いの場やセミナーや共働促進アドバイザーによる提案のサポートを実施して実行性の高い提案として、公開プレゼンテーションを経て審査されている。この過程で出たアイデアには委託や助成が適当と判断したものや事業化制度化したものもあるとのこと。行政側も既存事業や喫緊の課題について共働化を検討する対象事業調査を全庁で実施している。NPO 育成等の中間支援も含め、NPO 等

の発想・提案力を活かし事業を実施するための環境整備や促進の手立てを講じる必要性を感じた。

【鳥栖市】 地域づくりのあり方に関する提言を踏まえ基本構想として、「地域の繋がりを強化して「モレ」を少なくする」ため、以下の方針で進行中。

- ・各地縁団体に出していた補助金を再編成し、使途に自由性を持たせた包括的交付金へ。

- ・地域の主体的な事業を促進するため、積極的に地域への業務委託を推進◎

- ・地域に職員を配置し地域住民の一員として仕組み等に助言するなど関与 ・ 地域からの要望・提言を、各所管ではなく総合窓口に一本化◎

地域力アップのため昨年度から「担い手育成講座」を開催。◎

光市と近い歩みではあるが、検討してみたほうがいい取り組みも見受けられた。◎印

【佐賀市】 これからのまちづくりのあり方を「自治基本条例」として策定（平成 26 年施行）し、総合的に広く担うべき自治体の行政だけでなく、地域が自主的な判断と責任において課題に取り組む必要があることを宣言している。この中で市民・市民活動団体・事業者と行政そして議会の役割など仕組みやルールを規定していて、これに則って地域コミュニティづくりが進められている。「まちづくり協議会」を構成する既存団体等が連携を強化して、課題解決への「夢プラン」を作り実行する。行政の支援として補助金の交付（主体的・効率的な運用のため一本化）、職員の配置（設立まで 2 名、後 1 名）、協議の場にファシリテーターを配置（より多くの情報や発想が活かされる建設的で活気ある協議のため有効）、協働に関する専門の部署（協働推進課）を新設（平成 26 年）。一部のメンバーで決めるのではなく、地域のより多くの人が関わる工夫として、事業者・JA・医療機関・福祉施設など多様な主体の参加を促していること、校区在住職員の積極的な地域参加を促していることが、有効な取り組みと思えた。地域の自主的な取り組みを重視して、急がせない進め方を取っている。

森重 明美

【福岡市】 NPO等と市が対等なパートナーとして共働し、地域課題や市民サービス向上を目指す制度としてH20年に創設。光市の「元気なまち推進事

業」と同等な事業だが、福岡市の特徴は「対等な立場」に力点を入れる。NPOと市が「共働協定書」を締結。双方で「実行委員会」を組織し双方が出資者である。総事業費の5分の4（上限400万円）を市が支援。5分の1はNPOの負担となる。特に学びたいのは共働の環境整備として研修に力を入れている事。対等なパートナーと成り得るには双方に「新しい公共の在り方」を理解することが必要である。単に事業委託で済まらず、あえて自ら取組む自立育成のため、職員向けには共働を理解する研修。NPO向けには行政を理解するセミナー研修を実施。市民自らが支え合う今後のまちづくりの人材の育成を事業に重ねる部分は大いに学びたい。

【鳥栖市】 鳥栖市では、H22年にまちづくり検討委員会からの提言を受け、H23年度中には8小学校区を単位とした「まちづくり推進協議会」が全地区に設立された。提言については地域活動者による実践的な活動に基づいた意見を集約。提言内容は6項目掲げられており、8小学校区がそれぞれの地域性に応じた6項目の具現化に取り組んでいる。地域における格差はあるものの、活発な校区では学校・地域の企業・事業所などの参画を自らの実践で連携させ、皆の協力の元、地域の産官学や諸団体を一つの力にした「まち協 カレンダー」の作成に取り組むなどその産物から地域の団結力や地域の自立が伺えた。

【佐賀市】 佐賀市では、地域活動の課題を人材面・住民参加の面・運営の面から分析し、単位自治会や各種団体で行われている地域活動が、個別団体のみで解決することが難しい問題については、単位自治会の範囲を超えた地域コミュニティとしての取り組みが必要である事を根幹に、公民館事業委託を行政直営にかえしている。従来の公民館地域連絡協議会はまちづくり協議会として、今後の高齢者の生活支援・子どもの育成・防災・祭りなどの持続可能な地域自治に向け、地域と行政が連携し、より広範囲での「協働」のまちづくりを目指す。そのため自治基本条例を制定。まちづくり自治基本条例では「市民は地域コミュニティ活動を行うよう務める」「行政は地域コミュニティ活動の支援に努める」との役割分担の意識改革も明確であり参考にしたい。